

## 関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 特恵原産地の認定基準となる実質的な変更を加える加工又は製造について、ニット製衣類等につき原産品としての資格を与えるための条件を緩和することとする。(関税暫定措置法施行規則別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、平成27年4月1日から施行することとする。